

(仮訳)

## 放射線モニタリング及び除染の分野における協力に関する福島県と国際原子力機関との間の実施取決めの第2回修正

この放射線モニタリング及び除染の分野における協力に関する実施取決めの第2回修正は、福島県（住所：日本国、郵便番号960-8670、福島県福島市杉妻町2-16）及び国際原子力機関（住所：オーストリア国、郵便番号1400、ウィーン市ウィーン国際センター私書箱100。IAEA憲章によって設立された政府間機関）（以下「IAEA」という。）との間でなされるものである。以下、福島県及びIAEAはそれぞれ個別に「当事者」といい、合わせて「両当事者」という。

放射線モニタリング及び除染の分野における協力に関する実施取決めには、2012年12月6日にIAEAが、2012年12月14日に福島県が、それぞれ署名した（以下「実施取決め」という。）。

実施取決めの第1回修正には、2016年4月28日にIAEAが、2016年5月20日に福島県が、それぞれ署名した。

両当事者は、実施取決めのパラグラフ2（「協力の範囲」）の修正と、実施取決めの有効期間の延長を望んでいる。

したがって、両当事者は、ここに以下のとおり合意する。

1. 実施取決めの下での有効期間を2022年12月31日まで延長する。
2. 実施取決めのパラグラフ2（「協力の範囲」）を、これにより次のとおり修正する。

「両当事者は、両当事者それぞれの権限、内部規則、規則、政策及び手続きに従って、協力をを行うことができる分野及び活動として、以下を特定した。

  - ・福島県の環境回復に関する調査研究
  - ・除染活動から生じた放射性廃棄物の管理に関する調査研究
  - ・放射線モニタリングに関する調査研究（無人航空機を用いた環境マッピング技術の活用、森林における放射性物質の長期モニタリングとその対策を含む）

上記の協力は、日本の既存の活動を補完し、福島県で生活している人々の直接的な利益になる即時の支援を提供するためのものである。」
3. 実施取決めのうち、この第2回修正のパラグラフ1及び2に示されるものを除くその他全ての規定は、引き続き有効に存続するものとする。
4. この第2回修正は、両当事者による、または両当事者を代理する者による最後の署名の日に効力を発生し、実施取決めの期間中有効に存続するものとする。

福島県のために

国際原子力機関のために

---

(署名)

尾形 淳一

部長

生活環境部

---

(氏名及び肩書き)

---

(日付及び場所)

---

(署名)

ホアン カルロス レンティフォ

事務次長

原子力安全・核セキュリティ担当

---

(氏名及び肩書き)

---

(日付及び場所)